

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD
MALLESONS**
金杜律师事务所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

1. 審査官の民間での実践基地はウィンウィン効果

2011年、国家知的財産権局は「国家知的財産権局審査官の実践基地管理弁法」を発布した。当該弁法の下、北京（中関村）審査官実践基地や「北京（中関村）国家知的財産権局審査官の実践基地管理弁法」が制定・実施された。上海の張江ハイテク開発区、杭州のハイテク開発区、武漢の東湖ハイテク開発区、重慶の北部新区、江蘇の昆山といった5つの実践基地と合わせ、計6つの特許局審査官の実践基地となった。2013年の審査官の北京（中関村）での実践においては、知的財産権局特許局の10の審査部から審査官を97名民間企業に派遣した。その審査官らは主に中央政府の北京所在企業、戦略的な新興産業、専利模範企業へ派遣され、計33の会社に出向する予定である。そこには、中国石油を含む中央企業や、京東方、北汽動力総成を含めた5つの北京市の国有企業が含まれる。当該実践活動の目的は、審査官の審査能力を高め審査品質の向上を図るとともに、出向先の企業に特許の実務教育を提供し、企業の知的財産権の管理・運用レベルを高めることである。

2. 中国弁理士試験の受験、引き続き人気

2013年6月24日までに、中国弁理士試験への応募者数は、中国全国で計21689名に達し、昨年の同期比29.26%増となり、初めて2万人を超えた。中国の「専利代理分野の発展と企画（2009年～2015年）」によれば、2015年は、執業弁理士の数が1万人程度に達するよう確保するとしている。最新の統計では、2013年6月末までに、中国全国で計17970人が代理人資格を取得し、そのうち、8595人は代理人執業証を取得し、946の代理機構で代理業務を遂行している。

3. 専利法修正に関する検討課題について

専利法の新たな修正について、2013年5月下旬、中国知的財産権局は、北京にて専利法

修正のセミナーを開催した。セミナーは、専利の無効宣告のタイムリーな発効、懲罰的侵害賠償、行政ルートによる侵害紛争解決の強化など三つのテーマについて広く議論を展開した。過去2年間において、中国の専利行政訴訟の平均周期は537日間であり、行政訴訟法に規定された法定期限を遥かに超えた。これは、専利権権利行使の訴訟周期が長引く原因でもある。この問題を解消するためには、専利無効宣告の審決の効力について明確にする必要がある。また、中国の司法実践において、専利権侵害訴訟は、法定賠償を採用するのは殆どであり、平均的な損害賠償額は低く、訴訟に勝ったが市場を失ったといった専利権者に不利な結果が多い。よって、懲罰的損害賠償制度を導入し権利者の合法的權益を守るべきである。また、中国専利権保護については、繰り返し侵害や集団侵害が多発し、権利を守りにくいのがその現状と特徴である。このような背景の下では、政府の行政ルートによる高効率・簡便・迅速という長所を発揮することが必要となる。セミナーに出席した各専門家らは三つのテーマについてそれぞれの観点を発表し、これらの意見は法改正の推進力となる見込みである。

4. 上海各法院の案件審理における参考用として、上海最高人民法院は2013年6月25日、「職務発明の発明者、考案者の奨励・報酬紛争の審理ガイドライン」を制定・発布した。同ガイドラインは、職務発明の奨励・報酬は、専利法・実施細則の規定にしたがい、勤務先と発明者・考案者との協議による約定でも可能であるし、また会社の社則への規定も可能であることを明確にした。また、同ガイドラインによれば、特許権を付与された勤務先は、前記の何れかの方法によっても奨励・報酬が定められていない場合、法定基準を適用することにより、職務発明者に奨励・報酬を支給すべきであるとしている。

5. 専利（中国において、特許、実用新案、意匠を含む）侵害訴訟判決の97%、法定賠償を採用

中南財経政法大学知的財産権研究センターが最近研究を終えた「最近5年来知的財産司法侵害賠償研究」によると、僅か10%のみの特許権者が権利を保護する手段を講じたことが分かった。同研究は、2008年以来、中国の4700件あまりの専利、商標、版權等を含む実際司法判例を対象として研究し、その結果、専利分野において97.25%の専利侵害判決が法定賠償を採用したことが明らかとなった。

法定賠償とは、現行専利法第65条第2項の規定によって、権利者の損害、侵害者の獲得利益、及び専利許諾使用料が確定しかねる場合、人民法院は専利権の種類、侵害行為の性質及び状況等によって、1万人民元以上～100万人民元以下の損害賠償を決定することを言う。

同条第一項の規定によって得られるべき損害賠償は遥かに法定損害賠償額より高いものであると予測されるが、実際は、法定賠償が適用される場合が多い。関係専門家によると、立証の困難さと司法保護力の不足の両者が合わさることにより、このような局面を招いているとされる。侵害者が侵害による利益をどれほど獲得したかは、普通侵害者のみが知り得ることであり、外部者は把握しかねるものである。大多数の原告は損害賠償を主張する際、賠償額の算定には実際蒙った損失または侵害者の侵害による獲得利益を計算基準とするが、立証が困難な上、裁判官が証拠を適用する際保守的であるため、立証不十分として該計算基準が否定されるとともに、法定賠償が適用され、かつ、損害賠償額が比較的少ない結果になることが多く見られる。

同大学の研究結果によると、2008年以来の専利権侵害紛争のうち、法定賠償の平均的な金額は8万人民元であり、提訴人の請求額の1/3程度もしくはそれ以下を占めることが明

らかとなった。専利権侵害の非法定賠償の平均損害賠償金額は、15 万人民币元に止まっている。これに対して、発明特許一件あたり保護期間 20 年間までに支払われる諸費用は、8 万人民币元を下回ることはない。

法定賠償はもともとキャッチオール条項として位置づけられているが、専利権の司法保護の実務において主要手段となってしまうことは憂慮されるべきであろう。

目下、中国の知財侵害行為が相変わらず多いのは、損害賠償が低く侵害者への懲戒効果が十分に果たされていないことにも原因があると見られる。

6. 香港、「原付与特許」制度の導入を検討

中国香港特別行政区政府は、2013 年 2 月 7 日、「香港特許制度検討諮問委員会報告書」を発行した。同報告書において、原付与特許制度の導入が提案された。

現行の香港標準特許は、中国国家知的財産権局、イギリス特許庁、欧州特許庁（イギリスを指定した欧州特許）という三つの指定特許局に付与された特許を基礎とする。香港は登録許可した標準特許について実体審査を行わず、すなわち、香港特許登録処は係る特許の新規性、進歩性及び工業応用可能性について評価しない。このような特許登録制度は、再登録制度とも言う。香港特許制度検討諮問委員会は同報告書において、原付与特許制度を設立するよう提案し、実体審査作業を他の特許庁に外注するとともに、現行の再登録制度を保持する。また、指定特許局（現行制度において以上の三つの特許庁に限定）の範囲を広げることが考えられると提案された。

香港特區政府の報道官は、諮問委員会の香港特許制度への更なる戦略的提案をサポートすると声明した。特區政府は、詳細な実施計画を制定するよう諮問委員会と検討する予定である。

7. 中華人民共和國商標法修正案草案第二稿、全人代へ審議

2013 年 6 月 26 日、商標法修正案草案は、再び全人代常務委員会に提出され、二度目の審議を受けることとなった。第二稿には、以下の重要な変更点が盛り込まれている。

・ 馳名商標の認定と使用

修正草案第二稿によって、馳名商標として認定する権力を有する機関は、商標局、商標評議審査委員会、及び最高人民法院が指定した法院である。また、馳名商標の認定原則としては、「個別認定、受動保護」であると規定される。生産、経営者は「馳名商標」の文字を商品や商品の包装またはその容器に使用してはならず、また広告宣伝、展覧及びその他の商業活動に使用してはならない。

・ 単一色彩商標の出願に関する内容の削除

・ 商標代理機構の「ブラックリスト」の導入

法律及び誠実信用原則に違反した商標代理組織については、商標局、商標評議審査委員会は同代理組織の業務停止を決定し、公告可能である。

・ 商標出願の審査について期限を設ける予定

初期審査の期限は 9 ヶ月、公告後の異議申し立て期間は 3 ヶ月間とすると規定される。

・ 法定損害賠償金額の引き上げ

法定損害賠償金額を「2 万元以上、200 万元以下」まで引き上げると規定されている。

以上

2013 年 7 月 28 日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599 (代表)

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com